

広島市告示第332号
令和8年6月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 福屋八丁堀本店
所在地 広島市中区胡町6番地1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社福屋
代表取締役 大下 洋嗣
広島市中区胡町6番26号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
店舗敷地外北東 立体駐車場	178台
店舗敷地外北 機械式駐車場	64台
合計	242台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗敷地外北東 立体駐車場	178台
合 計	178台

- 4 変更年月日
令和8年6月1日（承認がおり次第）
- 5 届出年月日
令和8年6月23日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
令和8年6月26日から同年10月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和8年10月26日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課